

第 11 次仙台市交通安全計画（中間案）に関する意見の内容及び本市の考え方

No.	最終案 掲載頁	ご意見（要旨）	本市の考え方
(第 3 章 第 2 節 今後推進すべき施策に関する意見)			
1 交通安全思想の普及徹底に関する意見（10 件）			
1	11	<p>緊急車両の走行について、車両、歩行者ともに速やかな通行に協力するための教育が必要と思います。ルールのお知らせ等によって混乱が減り、防犯・防災、傷病者の速やかな搬送等市民の安全に寄与すると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正いたします。</p> <p>緊急自動車の優先については、道路交通法等において車両や歩行者等の基本的な交通ルールとして定められていますので、市ホームページによる周知や交通安全教室における啓発等を行ってまいります。</p> <p>第 3 章第 2 節 1 の 2 段落目の記述を以下のとおり修正いたします。</p> <p>人優先の交通安全思想の下、<u>基本的な交通ルールを遵守することはもとより</u>、交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることも重要です。</p>
2	11	<p>小学生には、道路及び交通の状態に応じて危険予測、回避し安全に通行する意識と能力を高めることが最重要である。止まって、「右」「左」「右」を確かめる事。</p>	<p>第 3 章第 2 節 1（1）イ）のとおりに引き続き、学校をはじめ、関係機関・団体等と連携し、道路横断時には、止まって左右確認を行うことを徹底するなど、道路及び交通の状況に応じて危険を予測、回避し、安全に通行する意識と能力を高める交通安全教育を実施してまいります。</p>
3	11-12	<p>高校入学と同時に自転車通学を始める生徒が急増するため、実践的な練習の機会が小学生・中学生時代にあると望ましいと考える。</p>	<p>第 3 章第 2 節 1（1）イ）及びウ）のとおりに、小学生及び中学生に対する自転車の安全利用に関する段階的かつ体系的な交通安全教育において、実車や自転車シミュレーターによる実践的な練習ができる機会の提供に努めてまいります。</p>

No.	最終案 掲載頁	ご意見（要旨）	本市の考え方
4	12-13	<p>老人クラブでは、会員の介護予防の一環として、各区に会場を設け、体力測定を行っています。体力測定項目の中には、5m歩行時間測定があり、片側1車線の横断歩道を渡るのに必要な時間の目安を参加者に実感いただいています。</p> <p>加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響についての理解を深めさせるための講話をこの機会にいただければと思います。</p>	<p>第3章第2節1（1）カ）に基づき、ご要望いただいた内容を含めた高齢者向けの交通安全講習の開催について、検討させていただきます。</p>
5	13	<p>外国人向けの表示、交通安全の冊子等も必要と思います。</p>	<p>第3章第2節1（1）ク）のとおり、多言語による広報媒体などにより、外国人への交通安全啓発を図るとともに、例えば、ピクトグラムにより自転車の通行区分を示すなど、日本語の習得状況に関わらず交通ルールが直感的に分かるような表示等の整備に努めてまいります。</p>
6	13	<p>若者を含む地域住民の参加を促すことで、運転時の安全意識向上にも繋がることを期待したい。</p>	<p>第3章第2節1（2）のとおり、幅広い世代が参画する市民協働の交通安全活動を推進し、市民の交通安全意識の醸成を促してまいります。</p>
7	13-14	<p>コロナ禍やエコ運動として自転車使用が増えていますが、自転車のマナー違反も目立ってきました。テレビやネットを通し注意喚起や街頭指導の強化をするためにも警察との連携がさらに必要です。通勤通学者の増加ですので、会社や学校にも安全教育の義務化を位置付けることが求められます。計画の中に加えて頂きたいです。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正いたします。</p> <p>第3章第2節1（3）のとおり、自転車利用者の交通ルール遵守やマナー向上を図るため、引き続き宮城県警察と連携し、交通安全の取組みを進めてまいります。</p> <p>また、会社や学校での安全教育については、ご意見を踏まえ計画の第3章第2節1（3）ア）に次の記述を加えます。</p> <p>学校、事業者等による自転車の安全利用教育や啓発を促します。</p>

No.	最終案 掲載頁	ご意見（要旨）	本市の考え方
8	13-14	自転車について ダテバイクの廃止！！利用ならばヘルメットの着用義務化と考えます。	第3章第2節1（3）ア）に基づき、ダテバイク利用者へのヘルメット着用促進に向けて、ヘルメットの無料貸し出しを行う窓口の案内など、周知・啓発に努めてまいります。
9	13-15, 20	自転車損害賠償保険等への加入については、平成31年4月以降、保険会社並びに保険代理店からの案内により、加入率は向上していると考えます。 保険加入の主体は、親世代であり、個人が保険会社や保険代理店と日常接点がないケースにおいては案内が難しく、市報等の市民全員が目にする媒体を活用した加入促進策が有効と考えます。	第3章第2節1（3）キ）のとおり、インターネット、ポスター、チラシ、SNSなどの各種広報媒体やマスメディアを活用するとともに、街頭啓発や交通安全教室といった機会を捉えて周知することにより、自転車利用者及び自転車を利用する未成年の保護者等に対する自転車損害賠償保険等への加入促進を図ります。
10	14	プール監視員が救命救急講習を受講しているように、自転車で配達業務を行う際は必ず交通ルール教室など必須項目にするべきと考える。	第3章第2節1（3）イ）のとおり、自転車等を用いた配達業務中の交通事故防止のため、宮城県警察や配達事業者と連携し講習会を行うなど、配達員を対象とした交通ルールの周知・啓発を図ってまいります。
（第3章 第2節 今後推進すべき施策に関する意見）			
2 道路交通環境の整備に関する意見（4件）			
11	16	通学路等の通行環境整備等の推進 歩道等の整備が困難な地域においては、通学路の標識と路側帯のカラー舗装や防護柵設置等も含め、安全対策を進めます。 （通学路の標識と路側帯のカラー舗装は一緒との考え方です。）	ご意見を踏まえ修正いたします。 通学路の標識や表示等と、路側帯のカラー舗装は、別個に設置される場合もあることから、第3章第2節2（1）イ）の記述を以下のとおり修正いたします。 （略）歩道等の整備が困難な地域においては、 <u>通学路の標識等の設置</u> 、路側帯のカラー舗装や防護柵設置等も含め、地域の状況に応じた対策を進めます。

No.	最終案 掲載頁	ご意見（要旨）	本市の考え方
12	16	<p>人優先の安全安心な歩行空間の整備について</p> <p>P T Aの立場として、毎年子どもたちの通学路の危険箇所の点検は各校行っていると思うが、実際要望が対策に反映されることは、本当に稀である。すべての案件について即座に対応するのは難しいと考えるが、危険箇所についての対策の方法や対処目途などの回答を出していただきたい。ほぼ毎年同じ要望を出し続けているのが現実。地域住民の意見等に基づき抽出した課題の多い箇所を中心に対策をたてていただくのは良いが、犠牲者が出てから危険箇所として認定されるのは、遅いと考える。(千葉県八街市のような事故を未然に防ぎたい)</p>	<p>第3章第2節2（1）のとおり、例年、学校、宮城県警察、道路管理者、地域等の合同により、通学路の点検を行い、対応結果を市ホームページ上で公開しているところでは、</p> <p>今年には通常の合同点検に加え、本年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を踏まえ、国からの通知に基づく追加点検を実施し、抽出された危険箇所のうち、早急な対策が必要な箇所については、対策工事を検討のうえ対応してまいります。</p>
13	16	<p>通学路等について</p> <p>学校周辺（特に通学路）における車両の時間帯における速度制限の検討。</p>	<p>第3章第2節2（1）のとおり、通学路等の通行環境整備等の推進を図ります。</p>

No.	最終案 掲載頁	ご意見（要旨）	本市の考え方
14	17	<p>客待ちタクシー等，を 安全と円滑な交通を阻害する駐・停車車両 に対する指導等・・・と記載すべき。</p> <p>違法駐車を防止する目的としてはいかな なものか，例えば一時的な停車としても貨物 の搬出搬入や駐車場等への入場の為の渋滞 停車も円滑阻害状態と言えるので，安全と 円滑を図る上での対策であるならば，客待 ちタクシー等では客待ちタクシーのみが違 法駐車の推進対象と特定するものではない か。</p> <p>参考：宮城県道路交通規則第3条交通規制 の対象から除く車両 駐車禁止の規制の対象から除く車両・・・道 路標示により指定した場所において，客待 ちのために駐車する場合 少なくとも公共の道路を利用する経済活動 と社会生活における実態バランスを考慮し て，排除を優先するのではなく道路環境の 整備促進を先行すべきではないか</p>	<p>ご意見を踏まえ，第3章第2節2（5） イ）の記述を次のとおり修正いたしま す。</p> <p>イ）違法駐車等防止の推進 「仙台市違法駐車等の防止に関する条 例」に基づき，違法駐車等防止重点地 域において，交通安全指導員が<u>指導， 助言及び啓発を実施し</u>，関係機関・団 体と連携して<u>安全で円滑な交通を阻害 する違法駐車等</u>防止の取り組みを推進 します。</p>
<p>（第3章 第2節 今後推進すべき施策に関する意見） 3 車両の安全性の確保に関する意見（1件）</p>			
15	18	<p>自転車の安全性の確保について，指導を受 けたうえで，灯火の取り付けや反射器材な どの普及を徹底するべきと考える。</p>	<p>第3章第2節3（3）のとおり，夜間 における交通事故の防止に向け，宮城 県警察や自転車小売業者等の関係機 関，団体等と連携し，灯火の取付けの 徹底と反射器材等の普及促進を図りま す。</p>

No.	最終案 掲載頁	ご意見（要旨）	本市の考え方
その他の意見（1件）			
16	13	<p>オリンピックでスケートボード人気再浮上しました。道路交通法は「・・・ローラースケートをし・・・」とあるが、時代に合わず。「これらに類する行為」とありますが標記を見直し、公道や歩道におけるスケートボードの迷惑行為に対する注意喚起を図ってほしいです。タイル破損や騒音苦情の改善が必要です。</p> <p>「スケートボード等の行為・・・」と表記の見直しを望みます。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正いたします。</p> <p>道路交通法の改正には国会での議決が必要となりますが、本市として、公道におけるスケートボード等による迷惑行為の防止に向け、関係する団体や販売店と協力してポスターの掲出やチラシの配布等により適正な利用を呼びかけるとともに、道路環境の保全に努めます。</p> <p>スケートボードの利用に限らず、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、交通社会の一員としての適切な行動に向けた周知・啓発を促すため、本計画第3章第2節1（2）の2段落目の記述を以下のとおり修正いたします。</p> <p>社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、関係機関と連携し、<u>ポスターの掲出やチラシの配布</u>、交通安全教育指導者の派遣や自転車シミュレーター等の教育資材の貸与、交通事故データの活用等の柔軟で多様な支援を行うことにより、協働による効果的な交通安全活動を推進します。</p>